



《会計・税務の知識》 試験研究費の総額に係る税額控除制度について

はじめに

平成29年度税制改正によって、「競争力強化のための研究開発税制の見直し」が盛り込まれ、「第4次産業革命」への対応や研究開発投資の増減に応じて支援を変更する見直しが行われました。研究開発税制は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の4つの制度があります。今回は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」についてまとめました。

1. 試験研究費の総額に係る税額控除制度とは

その事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

試験研究費割合（試験研究費の過去4期間平均売上額に対する割合）に応じて、法人税の25%を上限として次の通り税額を控除できます。

- ① 10%以上：試験研究費×10%
- ② 10%未満：試験研究費×（8%+試験研究費割合×20%）

2. 対象法人

この制度の対象となる法人は、青色申告法人で、資本金または出資金の額が1億円以下の法人となります。また、資本もしくは出資を有しない場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人が対象となります。

ただし、①・②の要件に当てはまる場合はこの制度は利用できません。

- ① その発行済株式または出資の総数または出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② ①の他その発行済み株式または出資の総数または総額の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人

3. 試験研究費の範囲

この制度の対象となる試験研究費の額とは、製品の製造又は技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び

経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額を言います。

ただし、試験研究に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

4. 人件費の範囲

試験研究費の税額控除制度の人件費の範囲は、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者」に限ります。

人件費の範囲は、研究員の給与や賞与の他、退職金や法定福利費、福利厚生費が含まれます。

しかし、中小企業にこのような「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者」に該当する人材は少なく、限られた経営資源の中で研究開発に取り組みざるを得ないため、研究開発以外の業務と兼務するケースが多くあります。

そのようなケースについては、次のすべての要件を満たせば「専ら従事する者」に該当します。

- i 試験研究プロジェクトの業務の全期間従事しなくても、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集などの業務のうち、その担当者が専門的知識をもって担当する業務を、その担当業務が行われる期間、専属的に従事すること。
- ii 試験研究プロジェクトにとって、その担当者の専門的知識が不可欠で、担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであること。
- iii 担当者の従事する実態が、おおむねプロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月（実働20日程度）以上）あること。
- iv 担当者の担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務の人件費が適正に計算されていること。

おわりに

試験研究費の総額に係る税額控除に関して記載しましたが、この制度を利用するにはそれぞれの費用項目に関して、適正に集計できる環境が必要となります。ご相談がございましたらご連絡ください。

（担当：中村）